

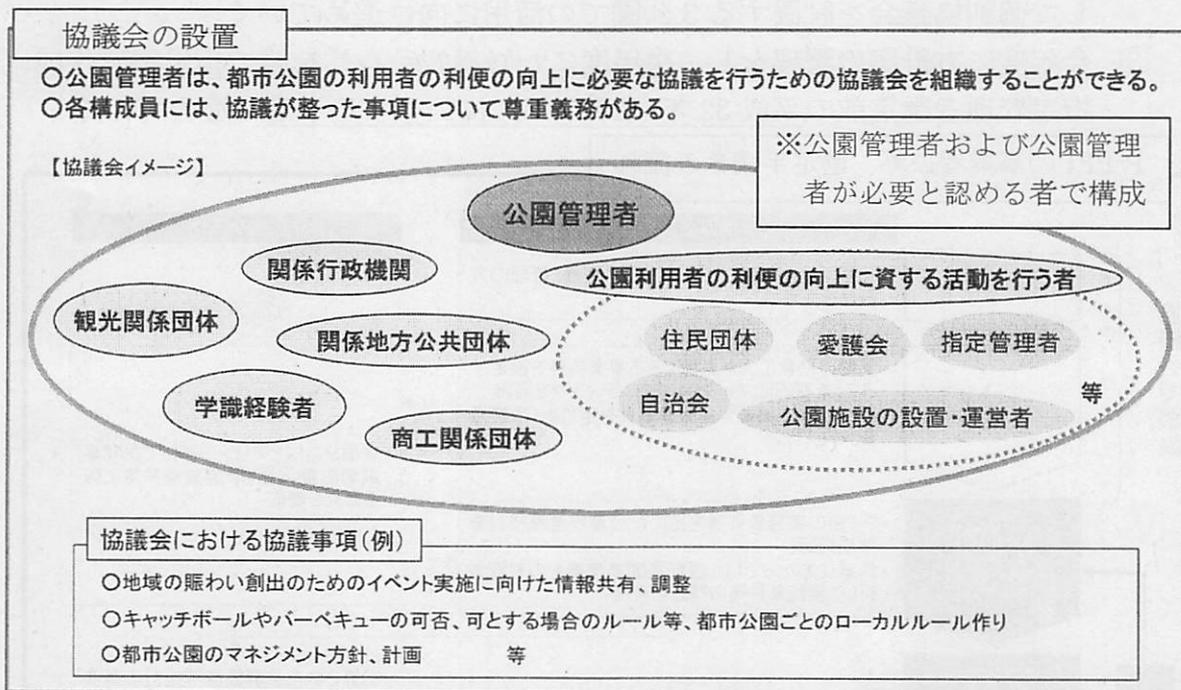
民間活力による都市公園の活性化について

平成29年(2017年)の都市公園法改正により、公募設置管理制度(Park-PFI)および協議会にかかる制度が創設され、さらに都市公園の質の向上と公園利用者の利便性の向上を図る取組が可能となったことから、県営都市公園について以下のとおり進める。

(図等は国の資料から引用)

1 協議会(都市公園法第17条の2)の活用について

1-1 概要



1-2 今後の予定

- ① 県営都市公園全体の事項を協議する全体協議会と各々の公園にかかる事項を協議する個別協議会を10月頃に設ける予定で今後準備を進めていく。
- ② 個別協議会については、まずは、公園管理者が公園敷地の所有権を有し、以前より活性化に向けての意見・要望が多いびわこ文化公園、びわこ地球市民の森および奥びわスポーツの森において進めていく。
- ③ 協議内容は、各公園区域における民間活力導入への取り組み方針、公園マネジメント方針および活動運営方針などを協議していく。
- ④ 特に、公募設置管理制度につながる民間活力導入への取り組み方針については、県政世論調査および県政モニターアンケートも活用して協議を進めていく。

2 公募設置管理制度(Park-PFI 都市公園法第5条の2)の活用について

2-1 概要

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設(公募対象公園施設)の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等(特定公園施設)の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。



2-2 今後の予定

- ① 民間資金の活用による活性化のさらなる推進を目指し、本制度を活用していく。
- ② 湖岸緑地は湖辺の保全・利活用区域の考え方の整理を進めていくことから、先行して個別協議会を設置する3公園での活用に向け進めていく。
- ③ 今年度に方針案の整理をし、次年度にマーケットサウンディングを経て指針案を作成、次期指定管理者選定前の平成32年(2020年)に公募する予定で進めていく。

